令和８年度 福岡県
介護事業所の各種研修受講に係る
代替職員派遣事業

活用マニュアル
Q＆A資料

TSUKUI STAFF

受託者 ツクイスタッフ 福岡支店

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-4-1 博多駅前第一生命ビルディング9F

TEL：092-286-0810　FAX：092-286-0811

[事業の目的]

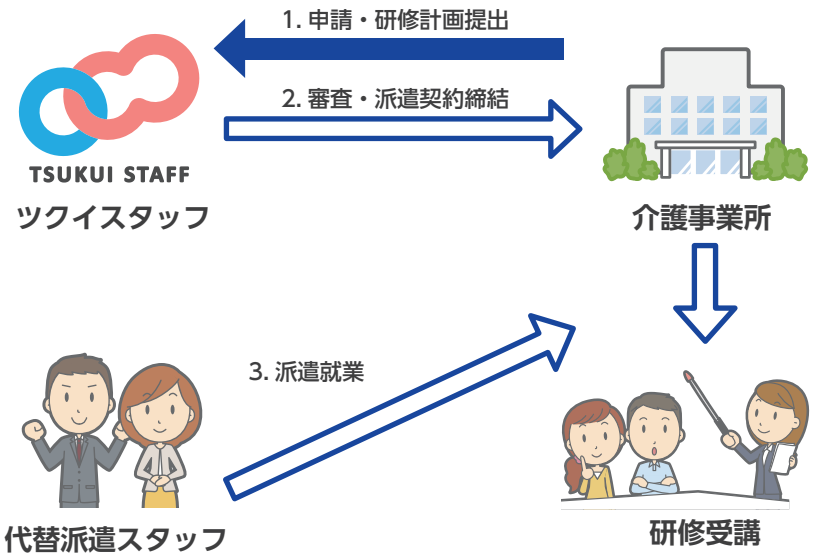
福岡県内の介護保険施設、介護保険サービス事業所等（以下「介護施設・事業所等」という。）が、その介護職員等の資質向上や資格取得のため当該介護職員等に研修を受講させる場合に、当該介護職員等の代替職員として、介護関係の資格等を有する者等を派遣することにより、介護施設・事業所等に従事する介護職員等の資質向上及び資格取得を図ることを目的としております。

【費用について】

代替職員の人件費については、一切費用が掛かりません。
御負担いただくのは、派遣スタッフの交通費のみ（実費精算）となります
※上記交通費につきましては、ツクイスタッフより請求いたします。（月末締め）

交通費の詳細はP.2を御確認ください。

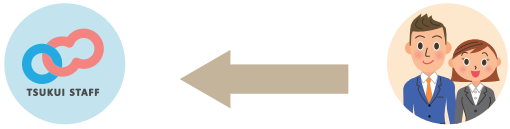
【事業の概要について】



1つの申請書につき、申請日数の上限は「40日(研修160時間)まで」となります。
(派遣法上、派遣日数が「10日(研修40時間分)」に満たない場合は対象外となります。
研修時間が160時間を超える場合は、2つに分けて申請ください。

[申請から代替職員派遣までの流れ]

①事前申請



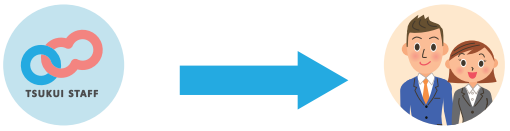
事業者から利用申請・研修計画を受け付けます。

②申請確認・代替職員のご案内

申請内容確認の上、
代替職員の人選を行います



③契約締結



事業者に対し、派遣労働者の情報提供ならびに労働者派遣契約の締結を行います。

派遣開始

派遣中

費用について

代替職員の人件費については、一切費用が掛かりません。
御負担いただくのは、派遣スタッフの交通費のみ（実費精算）となります。

■公共交通機関使用の場合

稼働日数に応じた実費か定期額のいずれか低い金額にて請求させていただきます。（上限35,000円）

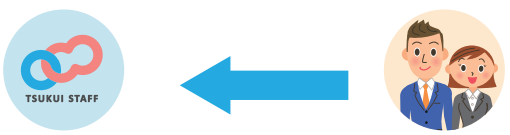
■マイカー通勤の場合

通勤距離に応じたガソリン代を右記料金表に基づき、
実費か月額のいずれか低い金額にて請求させていただきます。

片道	月額	日額
2km未満	支給なし	
2km～10km未満	4,200円	200円
10km～15km未満	7,100円	340円
15km～25km未満	12,900円	615円
25km～35km未満	18,700円	890円
35km～45km未満	24,400円	1,160円
45km～55km未満	28,000円	1,335円
～55km	31,600円	1,505円

派遣終了

④実績報告書の提出



派遣終了後、「実績報告書」の提出が必要です。

実績報告に必要な書類について
⇒P.5を御確認ください。

[申請書類の入手・計算方法]

①代替職員派遣申請書(様式第１号) ※原本の提出が必要です
②研修計画書(様式第２号)
①②はツクイスタッフのホームページよりダウンロードできます

③対象研修を受講することが証明できる書類(受講決定通知等)
研修受講者氏名・研修名が分かるもの

④対象研修の時間数を証明できる書類(研修カリキュラム等)
受講される研修開催日・場所・時間がわかるもの

①代替職員派遣申請書 ②研修計画書ダウンロード方法

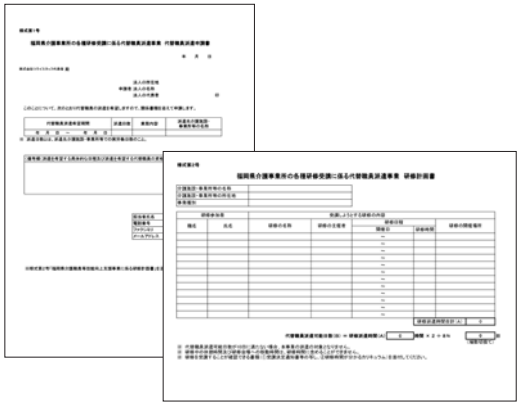
1.ツクイスタッフ コーポレートサイト を検索
2.TOPページ右上のサイトマップ>事業案内カテゴリにある都道府県委託事業をクリック。
3.都道府県委託事業ページ内の福岡県を選択し、各種資料ダウンロードの中にあります
「申請書・実績報告書はこちら」をクリックしダウンロードください

ツクイスタッフ コーポレートサイト



右上にあるサイトマップページより、都道府県委託事業をクリック

corp.tsukui-staff.net/itakujigyo/



①代替職員派遣申請書
②研修計画書

派遣可能日数

研修時間数×2(倍)÷８＝派遣可能日数

派遣可能日数は、追加申請を頂きましたら増加いたしますが、諸事情等で研修に参加出来なかった場合は、減少いたします。
研修が計画通りに実施できなかった際は速やかに御連絡をお願いいたします。
代替派遣職員は派遣可能日数の範囲内で、シフトに組み込み配置する事が可能です。

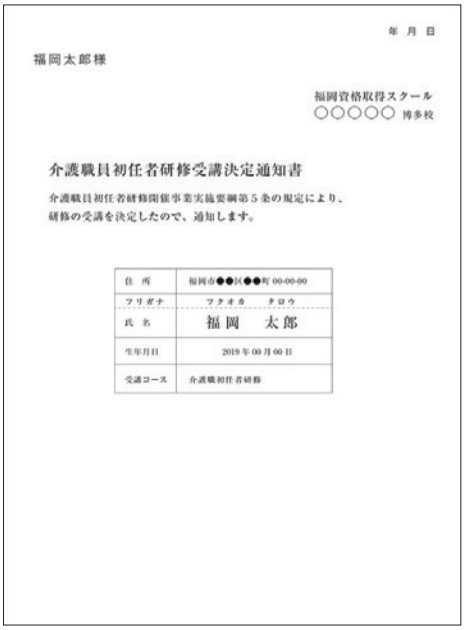
事業申請後、計画していた研修が延期もしくは中止になった際には個別に御相談をお願いいたします。

[申請に必要な書類について]

（研修内容に関する書類）　※コピーを御提出ください

③受講決定通知等

受講決定通知書が無い場合は「申込み書」を添付ください
※研修受講者氏名・研修名が分かるもの



年 月 日

福岡太郎様

福岡資格取得スクール
○○○○○ 博多校

介護職員初任者研修受講決定通知書

介護職員初任者研修開催事業実施要綱第５条の規定により、
研修の受講を決定したので、通知します。

住　所	福岡市●●区●●町 00-00-00
フリガナ	フクオカ　タロウ
氏　名	福岡　太郎
生年月日	2019年00月00日
受講コース	介護職初任者研修

④研修カリキュラム

研修開催日・場所・時間がわかるもの



研修日程表

事業者名

介護研修初任者研修

研修期間：2019年6月1日～7月31日　　H310814CCS　介護研修初任者研修：特別コース

日程	時間	研修内容	備考
6月1日(土)	8:30～9:00 9:00～12:10 13:00～16:10	オリエンテーション 介護職の仕事内容や働く現場の理解 多様なサービスの理解	
6月2日(日)	9:00～14:30 14:40～16:10	人権と尊厳を支える介護 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	
6月8日(土)	9:00～14:30 14:40～16:10	自立に向けた介護 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	
6月9日(日)	9:00～10:30 10:40～12:10 13:00～14:30 14:40～16:10	介護の役割、専門性と多職種との連携 介護職の職業倫理 介護における安全の確保とリスクマネジメント 介護職の安全	
6月15日(土)	9:00～10:30 10:40～12:10 13:00～14:30 14:40～16:10	認知症を取り巻く状況 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 家族への支援	
6月16日(日)	9:00～12:10	障害者自立支援制度およびその他制度	
6月22日(土)	9:00～12:10	障碍者の基礎的理解 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎知識 家族の心理、かかわり支援の理解 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	
6月23日(日)	9:00～12:10 13:00～16:10	介護保険制度 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと 終末期介護	
6月29日(土)	9:00～12:10 13:00～16:10	介護におけるコミュニケーション 介護におけるチームのコミュニケーション	
6月30日(日)	9:00～11:10 11:20～16:20	介護の基本的な考え方 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	
7月6日(土)	9:00～12:10 13:00～16:10	老化に伴うこころとからだの変化と日常 高齢者と健康	
7月7日(日)	9:00～12:10 13:00～17:20	生活と家事 快適な居住環境整備と介護	
7月13日(土)	9:00～17:20	入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	
7月14日(日)	9:00～16:40	移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	
7月15日(月・祝) 7月20日(土)	9:00～16:40 9:00～16:40	食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	
7月21日(日)	9:00～12:10 13:00～17:20	睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	
7月27日(土)	9:00～16:40	排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	
7月28日(日)	9:00～14:10 14:20～16:30	介護過程の基礎的理解 総合生活支援技術演習	
7月29日(月)	9:00～16:10	総合生活支援技術演習	
7月30日(火)	9:00～12:10	医療との連携とリハビリテーション	
7月31日(水)	9:00～11:40 13:00～14:30 14:40～15:40	振り返り 就業への備えと研修終了後における継続的な研修 筆記試験により実施	

※書類画像は見本です

代替職員派遣の対象となる研修

介護職員等の資質向上に有効な研修

ア）介護福祉士実務者研修　　イ）介護職員初任者研修
ウ）喀痰吸引等研修　　エ）福岡県介護職員技術向上研修
オ）福岡県介護職員管理能力向上事業
カ）福岡県小規模事業所連携体制構築支援事業
キ）生活援助従事者研修　　ク）介護支援専門員実務研修
ケ）介護支援専門員資格更新に係る各種研修
コ）外国人介護職員介護技能等向上研修事業
サ）その他介護職員等の資質向上に有効であると知事が認める研修

※対象研修にはオンラインによる双方向型の研修（特定の日時に開催されるもの）を含みます。
※研修に講師として参加する場合は対象となりません。

代替職員の派遣の対象となる介護職員等の職種

介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員、
計画作成担当者、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師及びあんまマッサージ指圧師）
その他介護保険法及び老人福祉法の人員基準で定める職種とする。

※医師、薬剤師、看護職員、事務員、栄養士及び調理員は対象外

[実績報告書の提出について]

実績報告に必要な書類について　～派遣終了後２週間以内に御提出ください～

①代替職員派遣実績報告書(様式第４号) ※原本の提出が必要です
②研修実績報告書(様式第５号)
①②はツクイスタッフのホームページよりダウンロードできます

③研修を受講したことが証明できる書類(研修修了証書等)の写し
研修受講者氏名･研修名が分かるもの
※修了証がない場合は、研修レポートの提出でも構いません。

①報告書4号



②研修実績報告書5号



③修了証見本



**上記①～③の書類を代替職員派遣終了後、
2週間以内に御提出をお願いします。**

研修計画と実際の実施状況に変更がある場合は
すみやかに研修計画変更の御連絡をお願い致します。

全て提出頂き事業完了となります。御協力の程、よろしくお願いいたします。

[よくある御質問]

Q1.　オンライン研修が増えておりますが、集合研修だけが対象なのでしょうか?

A1. 当該事業の対象研修には、オンラインによる双方向型の研修を（特定の日時に開催されるもの）を含みます。※研修に「講師」として参加する場合は、対象となりません。

Q2.　有資格者や即戦力人材に限定した依頼はできますか?

A2. できますが、スキルや経験、勤務可能曜日などの希望によっては派遣開始までに時間を要したり、派遣人材が見つからないこともございます。
希望人材に関しては申請後に当社より詳細をヒアリングさせていただきます。

Q3.　派遣職員が途中でやめた場合、代わりの職員はすぐに補充されますか?

A3. すぐに代替職員の選定にあたりますが、時間を要したり御希望に添えない場合もございます。
常時、選定状況を御報告させていただきます。

Q4.　派遣受入期間の開始日はいつでも構わないのですか?

A4. 申請書提出日以降から派遣が可能になります。
希望スタッフが見つかった段階で当社職員より開始日の御相談・御提案をし、
期間の設定をさせていただきます。
尚、締結期間内であれば研修日より前の派遣も可能です。

Q5.　派遣職員に残業や休日出勤をお願いすることはできますか?

A5. 本事業は基本的に残業や休日出勤は認められておりません。
また、研修時間帯の代替職員派遣事業のため日勤勤務となります。

Q6.　申請書を提出したらすぐに派遣職員を派遣してくれますか?

A6. 御要望には迅速に対応させていただいております。しかしながら、
期間や場所等によってはお時間が掛かる場合もあります。
また御希望に添えない場合もございます。